

育児・介護雇用安定等助成金 (子育て期の短時間勤務支援コース) の創設について

1 概要

「子育て期の柔軟な働き方支援コース」を短時間勤務制度の促進に特化して、「小学校低学年の子を養育する労働者を対象とした支援」及び「中小企業の重点支援」により、子育て期における短時間勤務制度の導入・利用促進を図る「子育て期の短時間勤務支援コース（仮称）」とする。

2 改正の概要

(1) 支給要件

- ア 小学校就学後、小学校3年生までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を新たに導入し、利用者が生じた場合。
- イ 中小企業が、3歳以上、小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を新たに導入し、利用者が生じた場合。
- ウ 中小企業が、小学校3年生までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度の利用促進に向けたノウハウ習得を図るためにコンサルティングを受け、利用者が生じた場合。

(2) 支給額

アについて

- ・最初の対象労働者が生じた場合
 - 〔 中小企業50万円 [40万円]
 - 〔 大企業40万円 [30万円]
- ・2人目以降の対象労働者が生じた場合（5年間、1事業主あたり延べ10人まで）
 - 〔 中小企業15万円
 - 〔 大企業10万円

イについて

- ・最初の対象労働者が生じた場合 50万円 [40万円]
- ・2人目以降の対象労働者が生じた場合（5年間、1事業主あたり延べ10人まで） 15万円

ウについて

- ・最初の対象労働者が生じた場合 30万円

（〔 〕内は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合の金額）

3 支給機関

（財）21世紀職業財団

平成19年度

子育て期の柔軟な働き方支援コース

<支給対象となる制度>

- ①育児休業に準ずる制度
- ②短時間勤務制度
- ③フレックスタイム制度
- ④始業・就業時刻の繰り上げ・繰り下げの制度
- ⑤所定外労働をさせない制度

<企業規模別・子の年齢別支給対象一覧>

	3歳未満	3歳以上、小学校就学の始期まで	小学校就学後、小3まで
中小企業	—	導入・定着促進	—
中小企業以外	—	導入・定着促進	—

<支給額>

(1) 導入促進 (最初の対象労働者が生じた場合)

①または② (3歳～小学校就学)	中小企業	50万円〔40万円〕
	中小企業以外	40万円〔30万円〕
③～⑤ (3歳～小学校就学)	中小企業	20万円〔15万円〕
	中小企業以外	15万円〔10万円〕

(2) 定着促進 (2人目以降の対象労働者が生じた場合)

	対象労働者1人当たり (5年間、延べ10人まで)	
①または② (3歳～小学校就学)	中小企業	15万円
	中小企業以外	10万円

※ [] は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出がない場合

平成20年度

子育て期の短時間勤務支援コース (仮称)

<支給対象となる制度>

短時間勤務制度

<企業規模別・子の年齢別支給対象一覧>

	3歳未満	3歳以上、小学校就学の始期まで	小学校就学後、小3まで
中小企業	ノウハウ習得促進	導入・定着促進 ノウハウ習得促進	導入・定着促進 ノウハウ習得促進
中小企業以外	—	—	導入・定着促進

<支給額>

(1) 導入促進 (最初の対象労働者が生じた場合)

(3歳～小学校就学)	中小企業	50万円〔40万円〕
(小学校就学～小3)	中小企業	50万円〔40万円〕
	中小企業以外	40万円〔30万円〕

(2) 定着促進 (2人目以降の対象労働者が生じた場合)

	対象労働者1人当たり (5年間、延べ10人まで)	
(3歳～小学校就学)	中小企業	15万円
(小学校就学～小3)	中小企業	15万円
	中小企業以外	10万円

(3) ノウハウ習得促進 (コンサルティングを受け、最初の対象労働者が生じた場合)

(0歳～小3)	中小企業(3歳未満は、常用雇用労働者100人超)	30万円
---------	--------------------------	------